

移動等円滑化促進方針の策定に向けて

バリアフリー法に関する経緯

H6 → H12 → H15 → (H22)

●ハートビル法制定

●交通バリアフリー法制定

法制定を踏まえ
基本構想策定に着手

新潟市交通バリアフリー基本構想

かめだまち移動円滑化基本構想

ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）

不特定多数の人たちが利用し、または、主に高齢者、身体障がい者等が利用する建築物のバリアフリー化を進めるため、通称「ハートビル法」が制定。

建築物のバリアフリー

交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）

公共交通機関と駅などを中心とした地区のバリアフリー化を目標とする、通称「交通バリアフリー法」が制定。

公共交通機関のバリアフリー

新潟市交通バリアフリー基本構想・かめだまち移動円滑化基本構想

交通バリアフリー法に基づき、特にバリアフリー化を重点的・一体的に取り組む地区を設定し、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性向上を推進する計画を策定。

交通バリアフリーの方針

H18 → H30 → R4 → R6 →

●バリアフリー法制定

●バリアフリー法改正（H30一部施行、H31全部施行）

法改正を踏まえ
移動等円滑化促進
方針策定に着手

新潟市移動等円滑化促進方針

（予定）

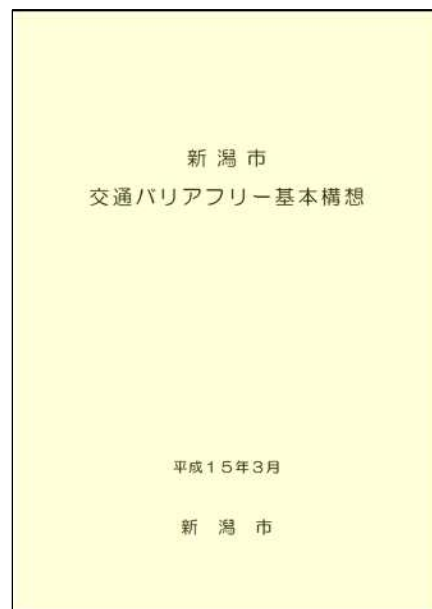
バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

より一体的に・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的に、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合し、新たに「バリアフリー法」が制定。さらなるバリアフリー化を図るため、移動等円滑化促進方針（及び基本構想）の作成を努力義務化。

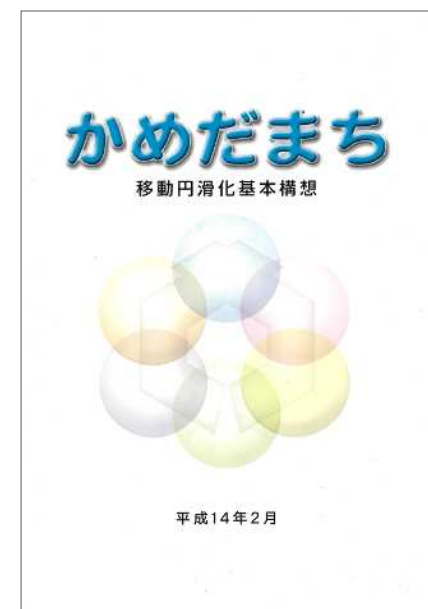
総合的なバリアフリー

新潟市交通バリアフリー基本構想・かめだまち移動円滑化基本構想

旧交通バリアフリー法に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する地区（以下、「**重点整備地区**」）を設定し、その整備方針を明確にすることにより、旧新潟市・旧亀田町における公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため「新潟市交通バリアフリー基本構想」・「かめだまち移動円滑化基本構想」を策定



平成15年3月策定



平成14年2月策定

新潟市交通バリアフリー基本構想

基本方針

移動しやすい環境の形成

- ①安全かつ円滑に移動できる環境の整備
- ②社員対応の充実
- ③冬期における取り組み

市民と一体となった環境づくりの推進

- ①沿道の理解と協力
- ②参加型の環境づくりの推進
- ③冬期における取り組み
- ④心のバリアフリー化への取り組み

計画期間：H15～H22

重点整備地区：5地区

新潟万代地区、万代島地区、白山地区、
寺尾地区、内野地区

重点整備地区設定コンセプト：1日当たりの平均的な利用者数が
5,000人以上の旅客施設を中心と
したエリア



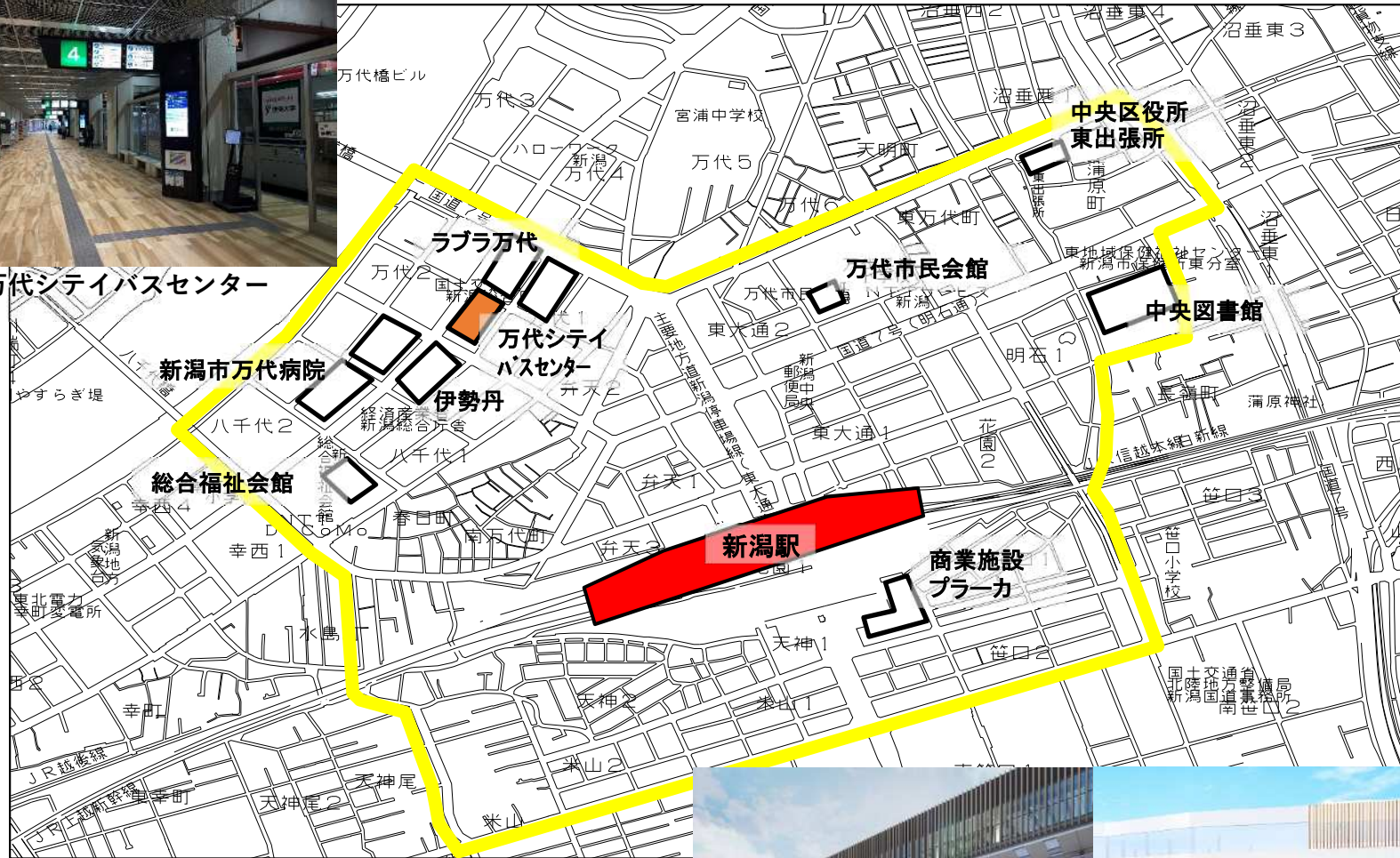
交通バリアフリー基本構想策定検討委員会

区分	機関等				
学識 経験者	新潟県立女子短期大学 教授	交通事業者	新潟交通株式会社 乗合バス部長	道路管理者	国土交通省新潟国道事務所 副所長
	新潟大学経済学部 教授		東日本旅客鉄道株式会社 総務部企画室長 (東日本旅客鉄道株式会社 総務部企画部長)		新潟県新潟土木事務所 技術次長
市民・推進 団体	ミカユニバーサルデザインオフィス 取締役社長	福祉政策 担当	佐渡汽船株式会社 総務部長 (佐渡汽船株式会社京浜取締役 総務部長)	構想策定 担当	新潟県新潟港湾事務所 工務課長
	新潟市連合婦人会 理事		新潟県福祉保健部障害福祉課長 (新潟県福祉保健部参事障害福祉課長)		新潟市土木部長
関係団体	新潟市肢体障害者福祉協会 会長	交通 管理者	新潟市保健福祉部長		国土交通省北信越運輸局企画部消費者行政課長 (新潟運輸局地域交通企画課長)
	新潟市ろうあ協会 会長		新潟県警察本部交通部交通規制課長		新潟市都市計画部長
	新潟市老人クラブ連合会 会長				

重点整備地区【新潟万代地区】



万代シティバスセンター

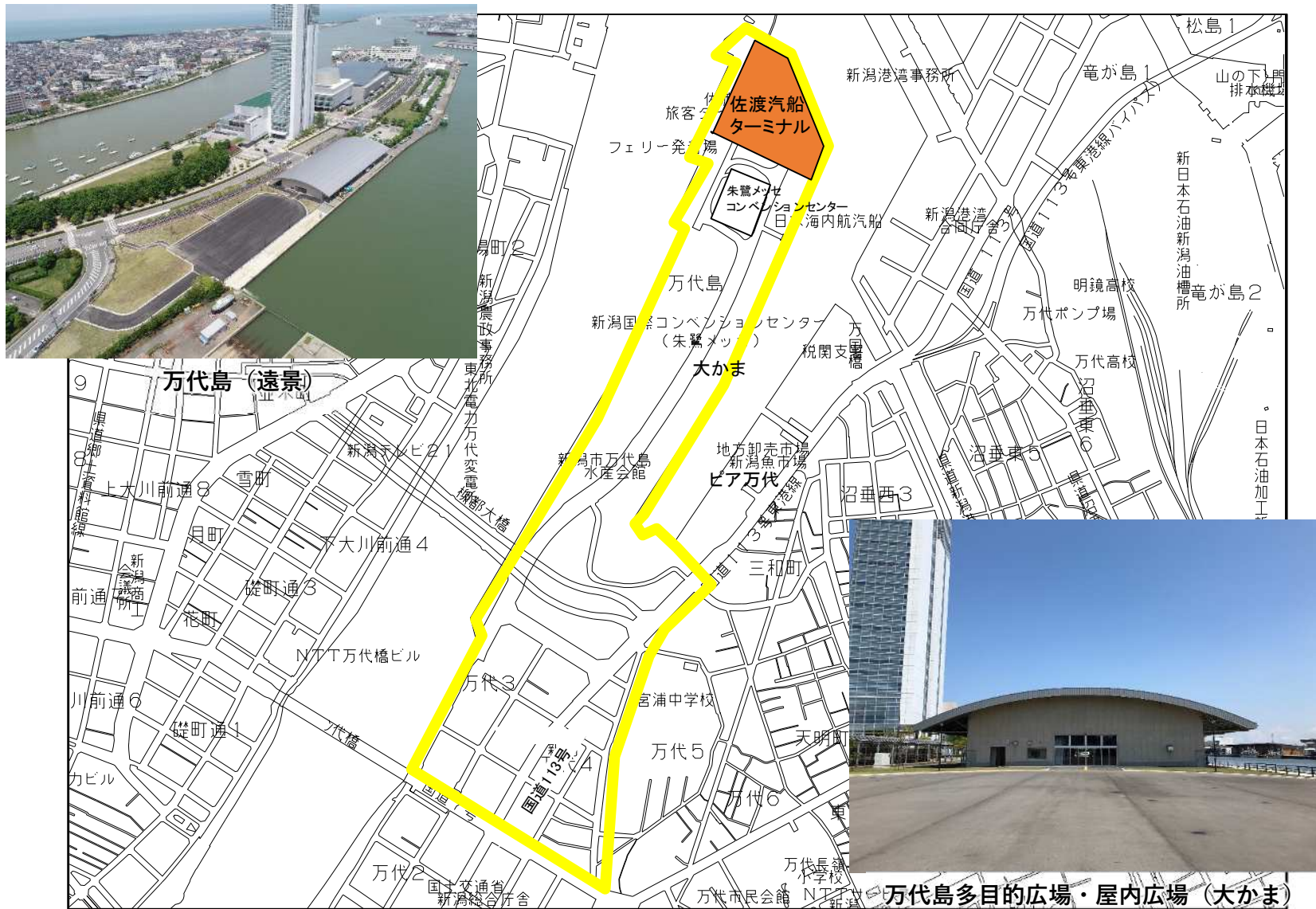


1km



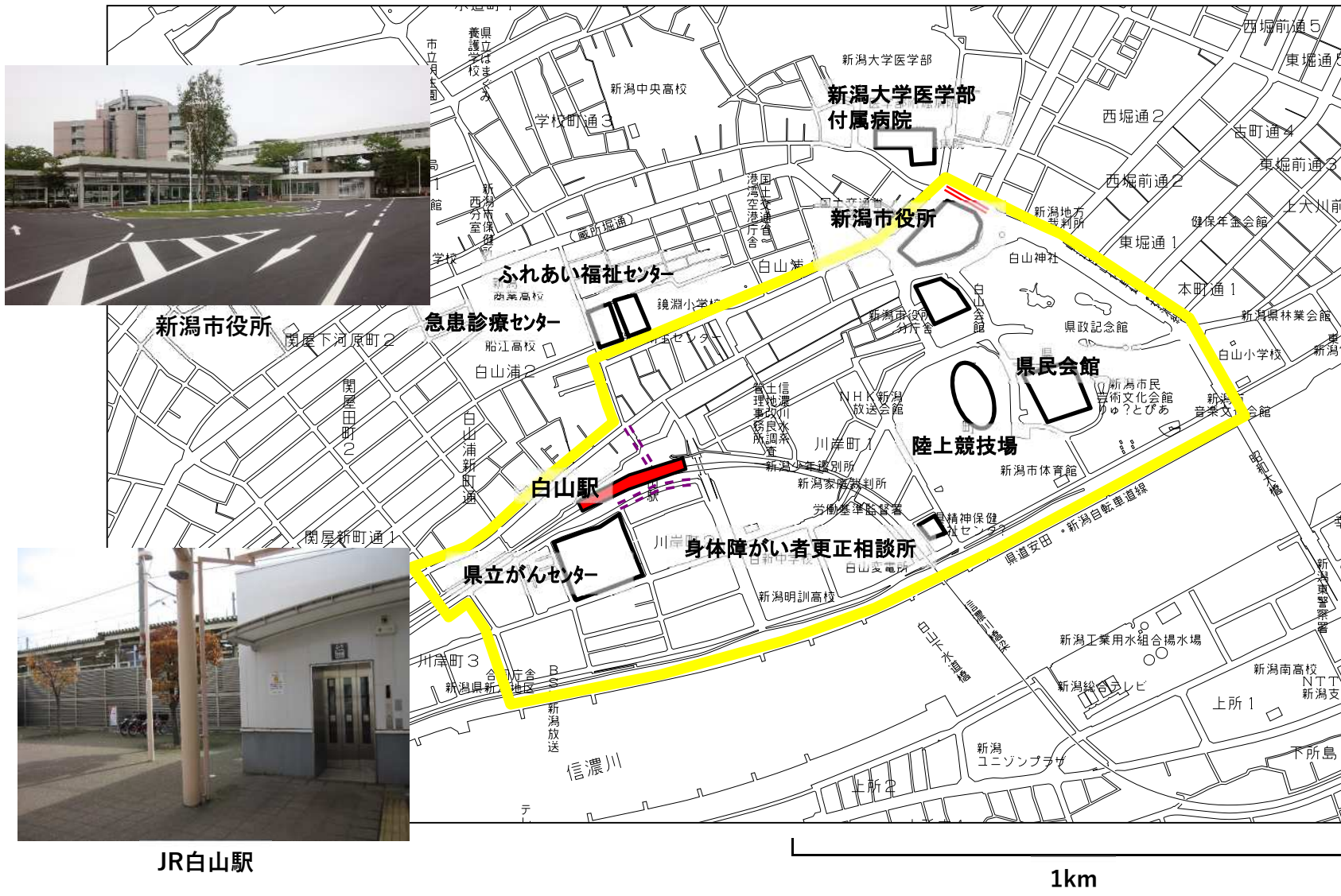
JR新潟駅リニューアルイメージ

重点整備地区【万代島地区】



1km

重点整備地区【白山地区】



JR白山駅

1km

重点整備地区【寺尾地区】

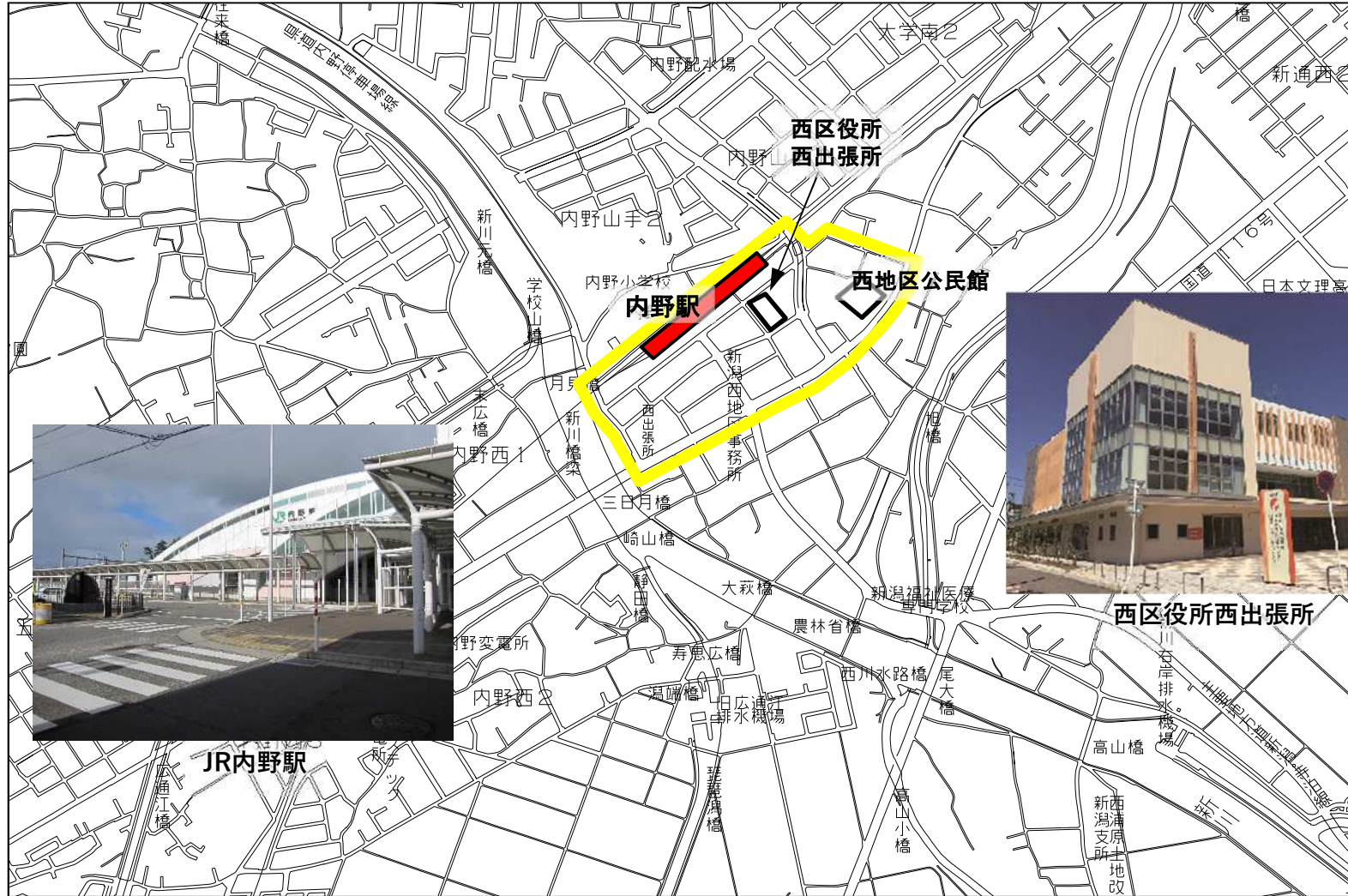


西区役所



1km

重点整備地区【内野地区】



1km

かめだまち移動円滑化基本構想

基本方針

高齢者・身体障がい者等に優しく、雪に強い歩行空間ネットワークの形成

- ① 高齢者・身体障がい者等に優しい空間整備
- ② 雪に強い整備
- ③ 障がい物のない歩行者空間

計画期間：H14～H22

重点整備地区：1 地区

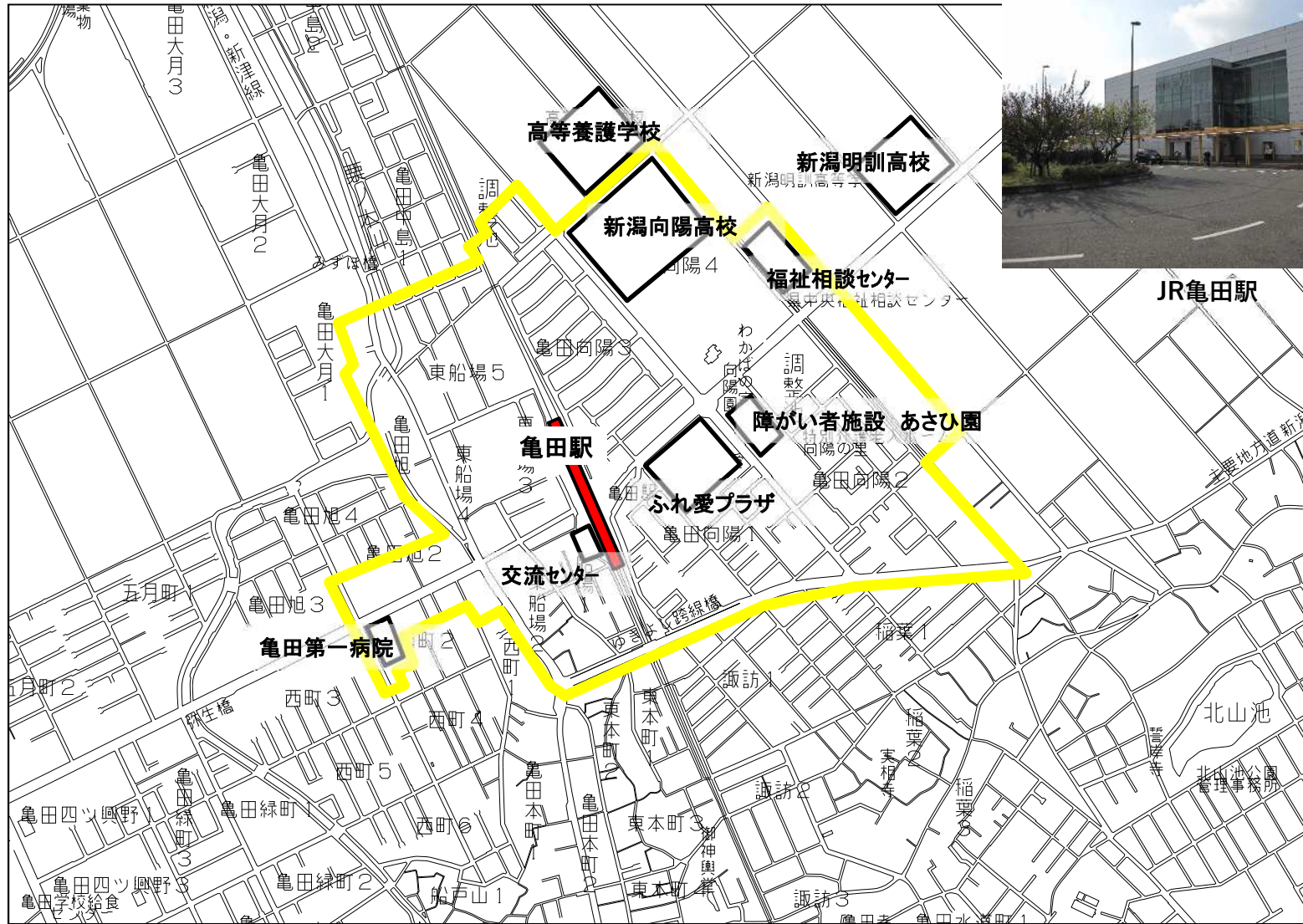
亀田駅周辺地区



亀田町移動円滑化基本構想策定検討委員会

学識経験者	長岡技術科学大学教授	福祉政策担当	新潟県福祉保健部障害福祉課長	道路管理者	新潟県新潟土木事務所技術次長
関係団体	社会福祉法人新潟県身体障害者団体連合会会長		亀田町福祉健康課長		亀田町建設課長
関係団体	社会福祉法人中蒲原福祉会理事長	交通政策担当	国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所副所長	アドバイザー	国土交通省北陸地方整備局建設部都市・住宅整備課長
	社会福祉法人亀田町社会福祉協議会会長		国土交通省新潟運輸局企画部地域交通企画課長		新潟県土木部都市局都市政策課都市計画係主任
	亀田町身体障害者福祉協議会会長		新潟県総合政策部交通政策課長		新潟県土木部都市局都市整備課街路係主査
	亀田町区長連合会会長	交通事業者	東日本旅客鉄道株式会社新潟支社総務部企画室課長	オブザーバー	新潟市都市整備局土木部土木企画課長
	亀田町高齢者クラブ連合会会長		新潟交通株式会社取締役乗合バス部長		亀田町都市整備課
	亀田町連合婦人会会長	交通管理者	新潟県新潟南警察署交通課長		東日本旅客鉄道株式会社新潟支社企画室
					朝日航洋株式会社

重点整備地区【亀田駅周辺地区】



JR亀田駅

1km

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

1. 基本理念

バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」に資することを旨として行わなければならないことを基本理念として明記

2. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ・ハード面の移動等円滑化基準の適合：**新設等は義務**、**既存は努力義務**（新設・既存問わず整備目標を設定し整備を推進）
- ・各施設設置管理者が行う情報提供や、優先席・車椅子用駐車場施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動：**努力義務**
- ・旅客施設等を使用した公共交通事業者等の役務の提供方法に関するソフト基準の遵守：**新設等は義務**、**既存は努力義務**
- ・他の公共交通事業者から公共交通事業者等への協議：**応諾義務**
- ・公共交通事業者等の旅客支援、職員に対する教育訓練：**努力義務**
- ・公共交通事業者等のハード・ソフト計画の作成、取組状況の報告・公表：**義務**

旅客施設及び車両等



道路/路外駐車場



都市公園



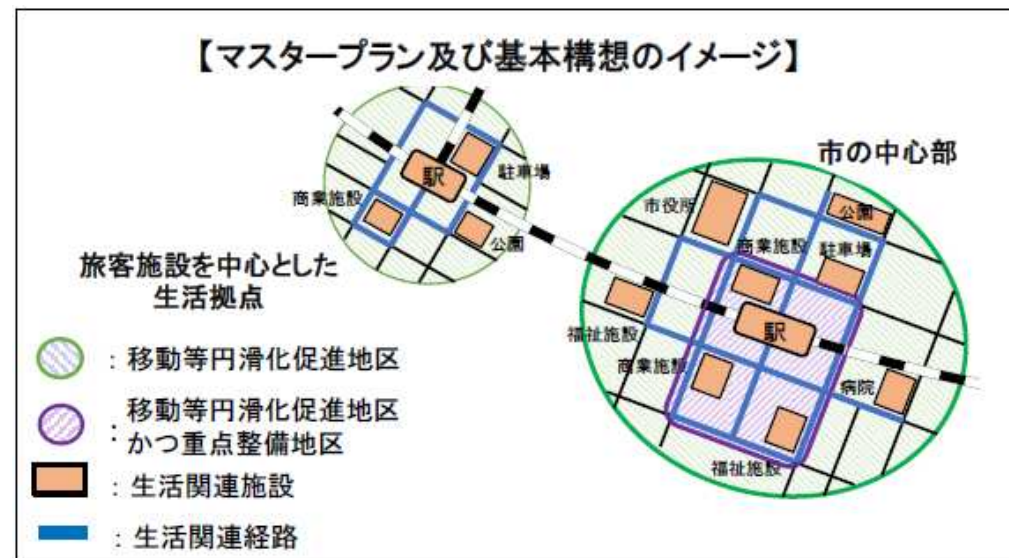
建築物



バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

3. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・ 市町村が作成する移動等円滑化促進方針や基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- ・ 移動等円滑化促進方針において、「心のバリアフリー」に関する事項を計画的に明記することを求めることとし、ソフト面での取り組みを推進
- ・ 基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進
- ・ 移動等円滑化促進方針・基本構想の作成、定期的な評価・見直しを努力義務化



4. 当事者による評価

高齢者・障がい者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展状況を把握・評価することを努力義務化

移動等円滑化促進方針・基本構想

移動等円滑化促進方針

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等※が利用する施設が集積する地区において、**市町村が面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの**であり、具体的な事業化の動きがなくても、市町村全域にわたる方針を示すなど、地域におけるバリアフリー化の考え方を共有することが可能となる。

新潟市 R4年度着手 → R5年度策定予定

移動等円滑化基本構想

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等※が利用する施設が集積する地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、**具体的な事業を位置づけた計画**であり、基本構想の作成を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連続性の観点から面的・一体的なバリアフリー化が可能となる。

新潟市 R6年度以降着手予定

※ 高齢者、全ての障がい者（身体障がい者のみならず知的障がい者、精神障がい者、及び発達障がい者を含む。）及び妊産婦等、日常生活または社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。

移動等円滑化促進方針

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- ・ マスタープランの位置づけ、マスタープラン作成の背景、移動等円滑化促進地区の特性、マスタープランの計画期間等を記載。

◎ 移動等円滑化促進地区

● 移動等円滑化促進地区の位置・区域

- ・ 移動等円滑化促進地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

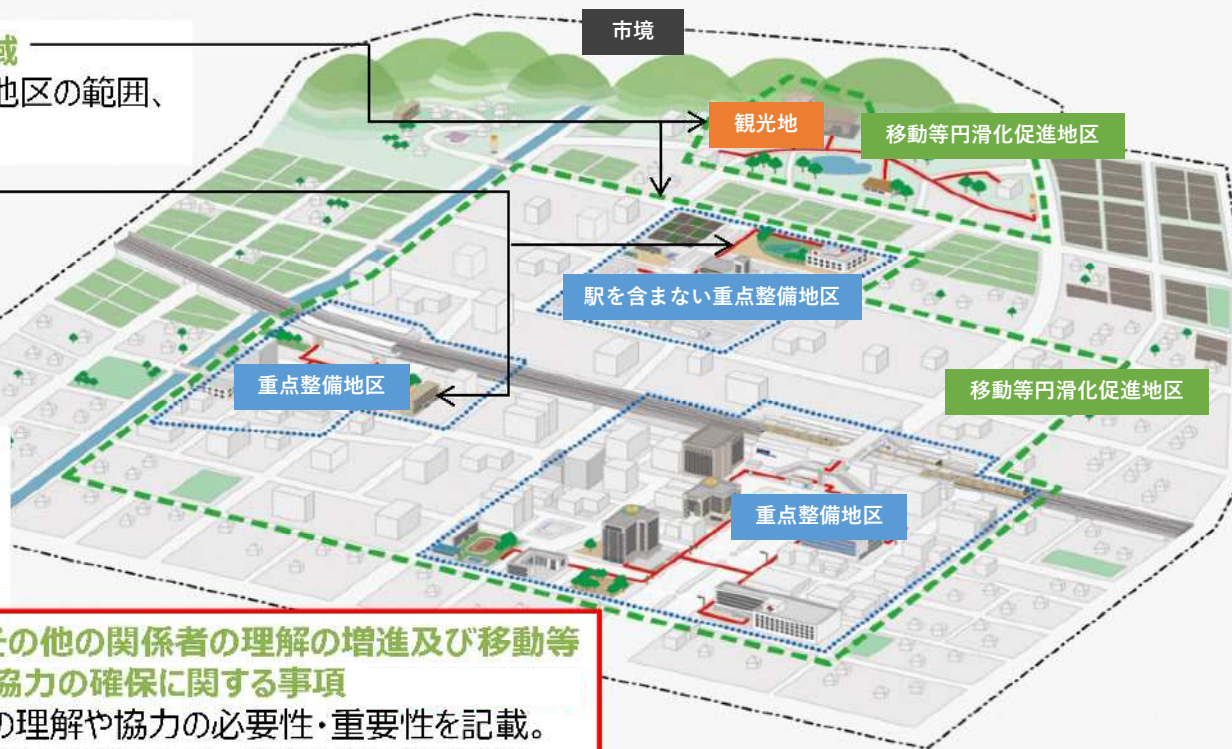
- ・ 生活関連施設、生活関連経路を位置づけ。
- ・ 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化の促進に関する事項を記載。

● 移動等円滑化の促進に関する事項

- ・ 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進に関する事項を記載。

● 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項

- ・ 住民その他の関係者における障害の理解や協力の必要性・重要性を記載。
- ・ 住民その他の関係者が取り組むべき「心のバリアフリー」に関する取組を記載。



◎ 行為の届出に関する事項

- ・ 旅客施設、道路の新設等の際に届け出る事項を記載。

○ バリアフリーマップの作成等に関する事項

- ・ 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

移動等円滑化促進方針策定のメリット

○ 事業に関する調整の容易化

- 市町村が目指すバリアフリー化の方向性を示すことにより、複数の関係者間で認識が共有され、**事業者に事業化に向けた準備期間を設ける**ことができる。
- 後述の届出制度を通じて事業者との調整が可能となるなど、**段階的な施設のバリアフリー整備が可能**となる。

○ バリアフリーマップ作成等の円滑化

- マスタープランにバリアフリーマップの作成等について明記した場合、各施設の管理者等からバリアフリー化の状況等を報告させることができ、**円滑な情報収集が可能**となる。

対象施設 以下の施設の管理者等に求めることができる

義務：旅客施設、特定道路
努力義務：特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

情報提供の内容

エレベーターの有無
障害者用のトイレや駐車施設の有無・数 等

バリアフリーマップの作成例（高槻市）

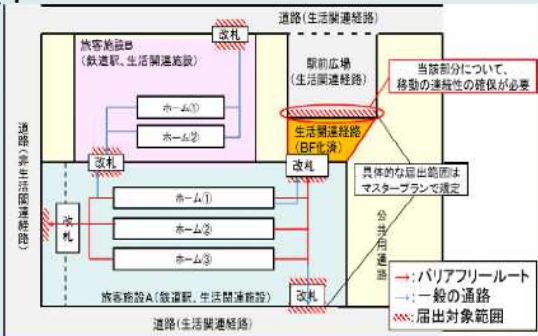


○ 届出制度による交通結節点における施設間連携の推進

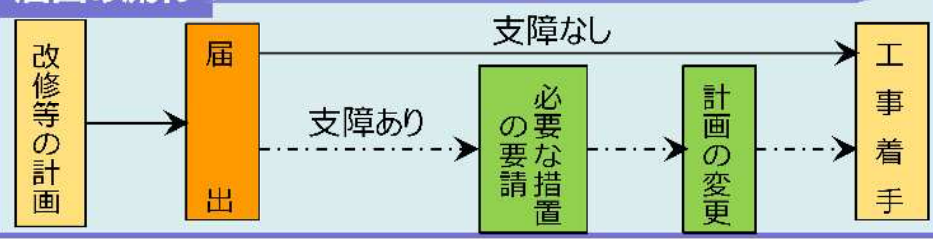
- 旅客施設と道路の境界等において改修等を行う場合に、**事前に改修工事の内容等を市町村に届け出**てもらうことが可能となり、連続したバリアフリー化が確保されるよう改修内容を変更する等の要請を行うことができるなど、**施設間の連携を図る**ことができる。

届出対象範囲 以下の施設間の出入口部分が対象

- 生活関連施設である旅客施設：
 - 他の生活関連旅客施設
 - 生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設
- 生活関連経路である道路：
 - 生活関連旅客施設
 - 市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設



届出の流れ



○ 道路や公園等のバリアフリー化に対する交付金の重点配分

- 道路事業や市街地整備事業、都市公園・緑地等事業等において**歩行空間の整備や公園施設のユニバーサルデザイン化**を図る場合、マスタープランに位置づけられた地区は、社会資本整備総合交付金等の**重点配分の対象**となる。

新潟市移動等円滑化促進方針の策定に向けて

新潟市移動等円滑化促進方針の構成イメージ

- 1) 計画策定にあたって (背景/目的/位置づけ/計画期間)
- 2) 市の概況 (人口状況/障がい者状況/主要施設/移動特性)
- 3) 市の基本方針 (基本理念/目指す方向性)
- 4) 移動等円滑化促進地区 (区域設定/生活関連施設/経路設定)
- 5) 移動等円滑化促進に関する取り組み方針 (全市/促進地区)
- 6) 届出制度 (制度概要/対象箇所)
- 7) 情報収集 (情報提供対象事項/提供方法)
- 8) 心のバリアフリー (取り組み方針)
- 9) 計画の評価・見直し

新潟市移動等円滑化
促進方針策定検討協議会
で意見交換等を行いながら
策定

策定のポイント

- ・ 既存の計画（基本構想等）の事後評価、現状調査、関係団体等へのヒアリングなどを踏まえ、本市の**現況（課題）**を整理
- ・ 課題を解決するための**基本方針と取り組みの方針（心のバリアフリー含む）**を設定
- ・ バリアフリー化の優先度が特に高い地区「**移動等円滑化促進地区**」を設定
- ・ **届出制度、情報収集**に関するルールづくり
- ・ **P D C Aサイクル**の構築

移動等円滑化促進地区について

● 地区選定要件（バリアフリー法より）

- (1) 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
→原則として生活関連施設が概ね3以上あり、これらの施設が徒歩圏内に集積している地区
- (2) 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区
- (3) バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

生活関連施設

旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など

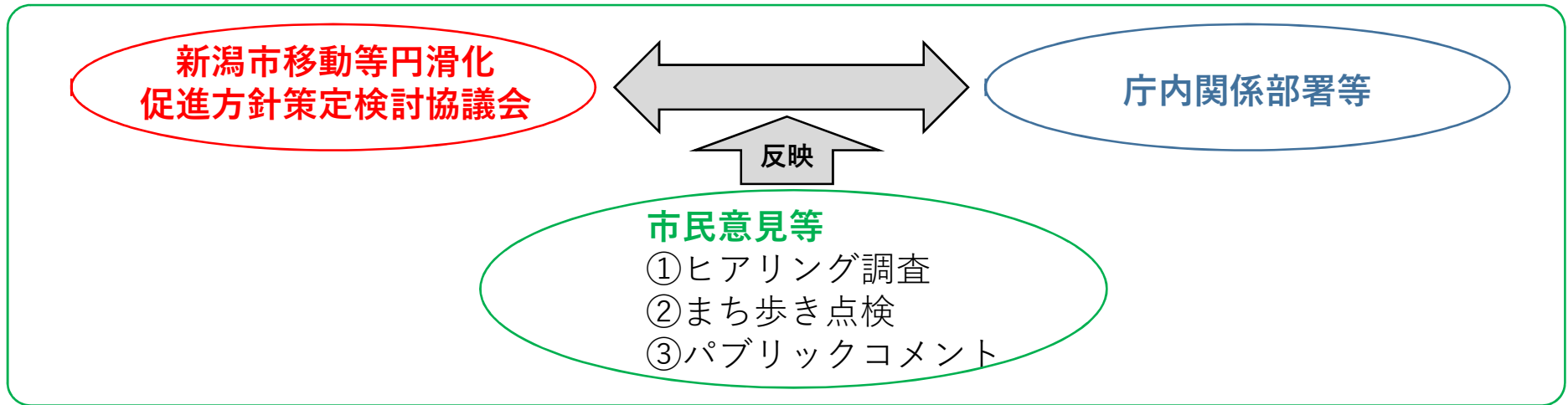
生活関連経路

生活関連施設相互の経路

● 地区選定に向けた考え

具体的な整備計画のある地区や旅客施設の規模などを考慮しながら、優先度の高い場所から地区を選定

新潟市移動等円滑化促進方針の策定の進め方について



● 策定スケジュール（予定）

項目	R4		R5												R6		
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
基礎調査	■	■															
課題整理			■	■	■	■	■										
基本方針								■	■								
地区設定								■	■	■	■						
とりまとめ														■			
ヒアリング調査		■															
まち歩き点検							■										
協議会開催	●					●			●			●		●			